

協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示
回覧ください。

協会けんぽ2023(令和5)年度決算(見込み)のお知らせ

2023年度の決算(見込み)の概要

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

2023年度の決算は収入が11兆6,104億円、支出が11兆1,442億円、収支差は4,662億円で前年度から343億円の増加となりました。収入・支出の主な内訳は以下のとおりです。

- 収入** ●保険料収入は2,577億円増加。賃金の増加が主な要因。
- 支出** ●保険給付費は1,993億円増加。加入者1人当たり医療給付費が増加したことが主な要因。
●高齢者医療への拠出金等は1,358億円増加。団塊の世代が後期高齢者になることにより拠出金額が増加したことが主な要因。

▶ 2023年度の収支は、収入・支出ともに前年度より増加しましたが、主たる収入である「保険料収入+国庫補助等」は2,995億円増加した一方、主たる支出である「保険給付費+拠出金等」は3,351億円増加しており、**支出の方が収入よりも伸びています。そのため、収支差は実質的には前年度より縮小していることに留意が必要です。**

その他の支出について、前年度に交付された国庫補助等の精算等による国への返還が生じなかったことにより、2023年度は前年度と比較して支出が683億円抑制されています。そのため、**最終的には、収支差は、名目上、前年度より増加しています。**

2023年度決算(見込み) | 医療分 (単位:億円)

収入	保険料収入	102,998 (+2,577)
	国庫補助等	12,874 (+418)
	その他	233 (+16)
	計	116,104 (+3,011)

支出	保険給付費	71,512 (+1,993)
	拠出金等	37,224 (+1,358)
	その他	2,705 (▲683)
	計	111,442 (+2,668)

単年度収支差 4,662 (+343)

高齢者医療への拠出金等 33.4%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

保険給付費 64.2%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

保険料収入 88.7%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

健診・保健指導経費 1.4%

その他の支出 0.4%

協会事務費 0.6%

国からの補助金 11.1%

その他の収入 0.2%

支出
約11.1兆円

収入
約11.6兆円

※()内は、対前年度比 ※支出の「その他」は右図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



2023年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

- A** 協会けんぽの財政は、以下の理由から楽観を許さない状況です。
- 団塊の世代が後期高齢者になることにより**高齢者医療への拠出金等の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること。**
※高齢者医療への拠出金等 2023年度:2兆1,900億円 → 2025年度:2兆5,300億円
 - 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれること。**
※保険給付費 2023年度:7兆1,512億円 → 2028年度:7兆6,600億円
- こうした状況を踏まえ、協会は、将来を見据えて、加入者の健康づくりに向けた取組を進めつつ、保険財政の持続可能性という観点から、各種医療費適正化対策にも取り組んでまいります。

令和6年度 被扶養者資格再確認のご協力のお願い

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

10月に順次「被扶養者状況リスト」をお送りいたしますので、被扶養者資格をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

被扶養者資格の再確認は、加入者の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【確認の対象となる方】 令和6年4月1日において18歳以上の被扶養者（協会管掌健康保険）

※すべての被扶養者が上記に該当しない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

【送付時期】 令和6年10月上旬から10月下旬（予定）

【提出期限】 令和6年11月29日（金）（予定）

【添付書類について】

厚生労働省より再確認業務の厳格化を求められていることから、下記に該当する場合、事実を証明する書類の提出をお願いいたします。

被保険者と別居している被扶養者

仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類

海外に在住している被扶養者

海外特例要件に該当していることが確認できる書類

【扶養解除となる被扶養者の方がいる場合】

再確認の結果、扶養解除となる場合は、被扶養者状況リストに同封の被扶養者調書兼異動届と、該当する方の被保険者証を添えて、協会けんぽへご提出ください。

【令和5年度の実績】

扶養解除者数 約7.1万人

高齢者医療制度への負担軽減額（効果額） 約10億円



事業主の皆さまへ 電子申請にて資格喪失届等を申請された場合速やかに健康保険証を返納ください

電子申請の到達番号がわかる画面を印刷のうえ、回収した健康保険証とともに、高松広域事務センターへご返納ください。

※健康保険証が返納されない場合は、協会けんぽより被保険者の方へ文書による催告を実施し、直接返却を求めますので、速やかな回収にご協力のほどよろしくお願いします。

※使用できない健康保険証で誤って医療機関等を受診等された場合、かかった医療費の協会けんぽ負担分（総医療費の7割～8割分）を返納していただきます。



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

各種申請書は郵送でご提出ください

〒760-8564
高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階 087-811-0570

（自動音声にてご案内しております。）

香川支部
ホームページトップ



健康保険委員
（香川）



メルマガ募集

